

# 福井県報

第 130 号  
令和 3 年  
2 月 2 日 (火)  
火曜日発行

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 告示

○有害な興行の指定 (二二・県民安全課) .....

○県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧 (二三・三〇・農村振興課)

一) .....

○土地改良区の定款変更の認可 (三一・福井農林総合事務所) .....

○都市計画の変更案の縦覧 (三二・三三・都市計画課) .....

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請 (県民活躍課) .....

○公共測量の実施 (土木管理課) .....

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (河川課) .....

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の届出事項の異動に係る届出 (一三) .....

### 人事委員会規則

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (一) .....

七

### 人事委員会告示

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、

休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示 (一) .....

八

## 告示

### 福井県告示第22号

福井県青少年愛護条例 (昭和39年福井県条例第15号) 第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和3年1月20日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて	渡邊 (元) 組 <新東宝映画>
映画	DAU. ナターシャ (原題) DAUNATASHA	トランスフューマー (ドイツ、ウクライナ、イギリス、ロシア)
映画	愛のコリーダ (原題) L'EMPIRE DES SENS	アソラグループ (フランス、日本)

### 福井県告示第23号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業 (布田地区 農業用排水施設 (泄水防除 (小規模) 事業) につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) 第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと (審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと) を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として (訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。) 、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

- 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
坂井市産業環境部農業振興課  
あわら市経済産業部農林水産課

#### 福井県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（重義地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁決があったこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁決があったこと（審査請求をした場合）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
あわら市経済産業部農林水産課

#### 福井県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（重義地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律

第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁決があったこと（審査請求をした場合）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
あわら市経済産業部農林水産課

#### 福井県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（主計地区 農業用排水施設（基幹水利施設ストックマネジメント）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合）については、当該審査請求に対する裁決があったこと（審査請求をした場合）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（清水杉谷地区 区画整理（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（新郷下番地区 暗渠排水（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
坂井市産業環境部農業振興課  
あわら市経済産業部農林水産課

福井県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（新郷下番地区 農業用排水施設（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月2日から令和3年3月4日まで
- 3 縦覧に供する場所  
坂井市産業環境部農業振興課  
あわら市経済産業部農林水産課

福井県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（新郷下番地区 客土（経営体育成基盤整備）事業）につき土地改良事業計画を定

めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁判があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年2月2日から令和3年3月4日まで

3 縦覧に供する場所

坂井市産業環境部農業振興課

福井県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
森田天池土地改良区	令和3月1月25日
福井粟土地改良区	令和3月1月25日

福井県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類

嶺北北部都市計画道路 3・4・31号南中央線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・31号南中央線に係る土地

追加する部分

あわら市菅野および市姫1丁目の各一部

削除する部分

あわら市菅野、稲越、市姫1丁目および市姫4丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

あわら市市姫3丁目1番1号

あわら市土木部建設課

4 縦覧期間

自 令和3年2月2日

至 令和3年2月16日

福井県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類

美浜都市計画道路 3・4・4号河原市笹田線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・4号河原市笹田線に係る土地

追加する部分

三方郡美浜町河原市20号、27号、28号、29号、30号、35号および38号

ならびに和田19号、21号、22号および27号の各一部

削除する部分

三方郡美浜町河原市20号、27号、28号および38号ならびに和田19号、21

号、22号および27号の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

三方郡美浜町郷市25番25号

美浜町土木建築課

4 縦覧期間

自 令和3年2月2日

至 令和3年2月16日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日

令和3年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人E&Cギヤラリー

(2) 代表者の氏名

湊 七雄

(3) 主たる事務所の所在地

福井県福井市

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福井県民に対して、展覧会の企画立案・実施に関する事業などを行い、文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和3年1月22日から令和3年2月21日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和3年1月8日に永平寺町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示す

る。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

永平寺町

2 作業の種類

公共測量（共用地図データ作成）

3 作業の期間

令和3年1月8日から令和3年3月17日まで

4 作業の地域

永平寺町の一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）

堤 高 58.0m

堤頂長 190.0m

堤体積 137,170m<sup>3</sup>

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県吉野瀬川ダム建設事務所総務課

福井県越前市広瀬町113-5

3 落札者を決定した日

令和2年12月23日

4 落札者の名称および所在地

株式会社安藤・間福井営業所、株式会社建世、株式会社清水組、谷口建設株式会社、

吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）特定建設工事共同企業体

福井市松本4丁目11番9号

5 落札金額

10,373,000,000円（税込み）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和2年9月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月2日

福井県知事 杉本 達治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
坂井市坂井町西24字6番1、6番2、6番3、6番4および6番5
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
坂井市丸岡町北横地第46号4番地1  
富田工業株式会社  
代表取締役 富田 賢一

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月2日

福井県選挙管理委員会  
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年12月14日	アイシン・エイ・ダブリュ工業政治に参加する会	山根 貴一	代表者	山根 貴一	米谷 寿光
令和2年12月14日	吉田けいぞう後援会	山根 貴一	代表者	山根 貴一	米谷 寿光

人事委員会規則

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
 令和三年二月二日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之  
 福井県人事委員会規則第一号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成七年福井県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>(特別休暇)                      第十七条 条例第十四条第一項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。                      一〜二十五 (略)                      二十六 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合                      2〜6 (略)</p>															
<p>別表第三(第十七条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>休暇を受ける事由</td> <td>期間</td> <td>添付書類</td> </tr> <tr> <td>一〜二十四 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二十五 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二十六 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年において六日以内</td> <td></td> </tr> </table>				休暇を受ける事由	期間	添付書類	一〜二十四 (略)	(略)	(略)	二十五 (略)	(略)	(略)	二十六 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において六日以内	
休暇を受ける事由	期間	添付書類													
一〜二十四 (略)	(略)	(略)													
二十五 (略)	(略)	(略)													
二十六 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において六日以内														
<p>別表第三(第十七条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>休暇を受ける事由</td> <td>期間</td> <td>添付書類</td> </tr> <tr> <td>一〜二十四 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二十五 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>				休暇を受ける事由	期間	添付書類	一〜二十四 (略)	(略)	(略)	二十五 (略)	(略)	(略)			
休暇を受ける事由	期間	添付書類													
一〜二十四 (略)	(略)	(略)													
二十五 (略)	(略)	(略)													

様式第五号中「および第24号」を「、第24号および第26号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第一号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成七年福井県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十三 特別休暇関係

第十三 特別休暇関係

157 (略)

157 (略)

8 規則第十七条第一項第十号、第十一号、第十四号、第二十三号、第二十四号および第二十六号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満（第十四号の休暇にあつては四時間未満）の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

8 規則第十七条第一項第十号、第十一号、第十四号、第二十三号および第二十四号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満（第十四号の休暇にあつては四時間未満）の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

9 19 (略)

9 19 (略)

20 規則第十七条第一項第二十六号の休暇については、次の取扱いによるものとする。

- 一 「不妊治療」とは、医師が行う妊娠のために必要な治療行為等（当該治療に係る検査を含む。）をいう。
- 二 規則別表第三の二十六の項の「一の年」とは一暦年をいい、同項の「六日以内」は一日または一時間ごとに分割することができる。
- 三 当該特別休暇を受けようとする場合には、原則として医師の診断書等の提出は不要とする。ただし、任命権者は、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることができる。

21 (略)

21 (略)

22 (略)

22 (略)

23 規則第十七条第一項第十号の休暇について規則別表第三の中欄に規定する期間、同項第十一号、第二十四号もしくは第二十六号の休暇について同表の中欄に規定する一の年の初日から末日までの期間または同項第二十三号に規定する出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の

23 規則第十七条第一項第十号の休暇について規則別表第三の中欄に規定する期間、同項第十一号もしくは第二十四号の休暇について同表の中欄に規定する一の年の初日から末日までの期間または同項第二十三号に規定する出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出



25	24 (略)	<p>日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第十二条の三各号に掲げる場合または勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における規則第十七条第一項第十号、第十一号、第二十三号、第二十四号または第二十六号の休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の日数および時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数および時間数とする。</p> <p>この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数および時間数を当該該当日における特定休暇の日数および時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数および時間数とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
24	23 (略)	<p>産の日後八週間を経過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第十二条の三各号に掲げる場合または勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における規則第十七条第一項第十号、第十一号、第二十三号または第二十四号の休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の日数および時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数および時間数とする。</p> <p>この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数および時間数を当該該当日における特定休暇の日数および時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数および時間数とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附則

令和三年二月二日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県